

## ホール等の使用料

☆ 使用料は使用許可書の交付と同時に納めてください

(単位:円)

種別			基本料金	冷房暖房料金
使用場所	使用時間			
ホール	平日	午前	18,300	9,100
		午後	24,400	12,200
		夜間	24,400	12,200
		全日	57,000	28,400
	平日以外	午前	23,800	9,100
		午後	31,700	12,200
		夜間	31,700	12,200
		全日	74,100	28,400
第1・3・4楽屋	午前	300	300	
	午後	400	400	
	夜間	400	400	
	全日	900	900	
第2・5楽屋	午前	400	300	
	午後	600	400	
	夜間	600	400	
	全日	1,300	900	
第6楽屋	午前	700	300	
	午後	1,000	400	
	夜間	1,000	400	
	全日	2,200	900	
展示場	エントランスホール	午前	4,700	2,300
		午後	6,200	3,100
		夜間	6,200	3,100
		全日	14,500	7,200
	ホワイエ	午前	3,600	1,800
		午後	4,900	2,400
		夜間	4,900	2,400
		全日	11,300	5,600
会議室兼練習室1	1時間当たり	250	200	
会議室兼練習室2	1時間当たり	800	350	
音楽練習室	1時間当たり	350	200	
練習室	1時間当たり	600	250	
その他	シャワー室	1日当たり	400	-

## 備 考

- 1 午前とは9時から12時まで、午後とは13時から17時まで、夜間とは18時から22時まで、全日とは9時から22時まで。
- 2 午前、午後、夜間、全日の区分により利用する施設の利用において、利用時間に満たない場合であっても、利用時間の区分ごとの使用料とする。
- 3 午前、午後、夜間、全日の区分により利用する施設の利用において、あらかじめ許可された利用時間を超えて利用する場合の超過分の使用料は、超過した利用時間の区分ごとの1時間当たりの額に超過した利用時間を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算する。
- 4 時間単位で利用する施設の利用において、1回の利用時間に1時間に満たない時間があるときは、30分以内の時間はこれを切り捨て、30分を超える時間は1時間とみなす。
- 5 次に掲げる利用における基本使用料は、次の割合を乗じた額とする。  
 (1) 営利を目的とせず、入場料を徴収するもの  
     ア 入場料の1人当たりの徴収額の最高額が2,000円以下の場合 1. 1倍  
     イ 入場料の1人当たりの徴収額の最高額が2,000円を超える場合 1. 3倍  
 (2) 営利を目的とするもの 3倍  
 『営利』とは、営利を目的とする映画、演劇、演奏、演芸及びこれらに類似するものの利用の場合または、商品の宣伝若しくは販売での利用の場合をいう。
- 6 本番に準ずる準備又は練習のために大ホールを利用する場合の使用料は、基本使用料の50パーセントの額とする。
- 7 練習のため大ホールのうちステージだけを利用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、利用時間1時間につき基本使用料を1,000円、冷房暖房料を400円とする。この場合において、1回の利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算する。
- 8 『平日以外』とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 9 冷房暖房料は、冷房設備又は暖房設備を利用する場合に徴収する。
- 10 その他必要な事項は、その都度市長が別に定める。

# 付属設備使用料

(単位:円)

設備・備品名		単位	金額
舞 台 設 備	演台	1式	300
	金屏風	1双	1,000
	太鼓	一式	1,000
	めくり台	1台	100
	支木	1本	50
	上敷	1巻	200
	所作台	一式	3,000
	所作台(花道用)	一式	1,000
	松羽目	一式	1,000
	竹羽目	一式	1,000
	平台	1枚	100
	雪カゴ	一式	500
	開き足	1脚	50
	箱足	1個	50
	人形立	1本	50
	ひも <sup>ひも</sup> せん 緋毛氈	1枚	100
	長座布団	1枚	200
	高座用座布団(紫・赤)	1枚	200
	地がすり(黒・グレー 各2枚)	1枚	1,000
	白布(クリーニング代含まず)	1枚	200
	舞台用階段	1台	200
	音響反射板	一式	3,000
	オーケストラピット	一式	7,000
	指揮台	一台	100
	映写スクリーン	一式	1,000
紗幕(白・黒)	1張	1,000	
いす	1脚	50	
机	1台	100	
譜面台	1台	50	
司会者用演台	1台	200	
音 響 装 置	拡声装置	一式	2,000
	MDデッキ	1台	500
	レコードプレーヤー	1台	500
	カセットテープデッキ	1台	500
	DATデッキ	1台	500
	CDデッキ	1台	500
	コンデンサーマイクロホン	1本	500
	ダイナミックマイクロホン	1本	200
	ワイヤレスマイク	1本	500
	三点づりマイク装置 (コンデンサーステレオマイク付き)	一式	1,000
	エレベーターマイク装置 (コンデンサーマイク付き)	一式	1,000
	マイクスタンド	1本	100
	ポータブルスピーカーワイヤレス	1式	300
	ステージスピーカー	1組	500

設備・備品名		単位	金額
照 明 設 備	フットライト	1式	500
	花道フットライト	1式	500
	スポットライト	1台	200
	シーリングスポットライト	一式	1,000
	クセノンピンスポットライト	1台	1,000
	フォロースポットライト	1台	500
	第1ボーダーライト	1列	1,000
	第2ボーダーライト	1列	1,000
	第1サスペンションライト	一式	1,000
	第2サスペンションライト	一式	1,000
	第3サスペンションライト	一式	1,000
	アッパーホリゾンライト	一式	1,000
	ローホリゾンライト	一式	1,000
	ミラーボール	1台	1,000
	エフェクトマシン	一式	1,000
リップルマシン	一式	1,000	
オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,000	
楽 器 等	ピアノ(ニューヨークスタインウェイ)	1台	5,000
	ピアノ(ヤマハCFフルコン)	1台	3,000
	アップライトピアノ	1台	300
	コンセント(1個口)	1口	100
	展示用パネル	1枚	50
	楽器アンプ	1台	100
	ドラムセット	1式	200
持 込 設 備	照明機器	1Kw	200
	拡声装置機器	一式	2,500

## 備 考

- 1 使用料は、利用許可を受けた利用時間を1回とする。ただし、2日以上にわたる場合は、1日を1回とする。
- 2 練習のため、ピアノを1時間単位で利用する場合の使用料は、スタインウェイ1,300円、ヤマハピアノ700円とする。この場合、利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算する。
- 3 特別な設備をするために会館の電気・ガス・水道を消費するときは、その実費相当額を徴収する。
- 4 照明設備には、色フィルターは含まない。
- 5 その他必要な事項は、その都度市長が別に定める。